

(平成21年7月8日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	14 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	22 件

埼玉国民年金 事案 2051

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

昭和 50 年 2 月ころからパートタイマーをはじめて経済的に余裕ができたので、老後の年金を少しでも多くしたいと思い国民年金に任意加入了。ねんきん特別便で自分の年金の納付月数が 2 か月少ないことに気付いた。加入時から、A銀行 B 支店で納付書をもって自分で保険料を支払っているので、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月ころ国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 2 月に払い出されていること、及び申立期間当時 C 市では納付書による保険料収納が行われていたことが確認できることから、申立人の申述には信憑性^{ひょう}が認められる。

また、申立人は、老後の年金を少しでも多くしたいとして任意加入了としている上、国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間も無いことから、加入当初である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、C 市の国民年金被保険者名簿の昭和 49 年度の欄外に「差」というゴム印が押されているところ、C 市ではこのゴム印について年度途中で国民年金保険料が改訂された場合の差額を徴収したことを示すものであると考えられるとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2053

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月

昭和 50 年 4 月に結婚し、その月に国民年金の任意加入手続を市役所の窓口で行った。国民年金保険料の納付について窓口で尋ねるとその場で払ってもよいと言われたので、1か月分を支払ったのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に A 市役所にて国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料も 1 か月分納付したとしているところ、任意被保険者資格を 50 年 4 月 15 日に取得していることが社会保険庁及び市の記録から確認できること、加入手続時の職員とのやりとりや納付時の状況を具体的に申述していること、納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料額と一致することから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は申立期間以外は未納は無く、かつ、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 38 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 46 年に A 村（現在は、B 市）から C 町に引っ越した後、A 村から送ってもらった年金手帳を見て、申請免除期間があることを知った。申立期間当時は生活に困っていましたし、申請免除の手続を行った記憶が無く、国民年金保険料を未納無く納めていた。A 村の集落の区長が自宅まで保険料の集金に来ていたので、そこで夫婦二人分の保険料を一緒に納めた。保険料は当初 100 円から 150 円、後に 200 円から 300 円になった記憶がある。申立期間について、未納及び申請免除となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 村の国民年金被保険者名簿により、申立期間①の検認記録欄に、申立人の夫の納付日と同日である納付日を押印した後に二重線で消し、さらに二重丸を書き加えたとみられる形跡が確認できる上、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間①の前後は夫婦二人の納付日が同日であることが確認できることから、申立期間①についてもその夫と同日に納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、申請免除の手続をした記憶が無いとしているが、A 村の国民年金被保険者名簿により申立人及びその夫が申立期間②において年度ごとに国民年金保険料の免除を受けてていることが確認できること、申立人及びその夫の特殊台帳からも申請免除の記録が確認できること、免除の申請を行わないにもかかわらず、記録上免除と

なるのは考え難いことなどから、申立期間②については免除されていたものと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで

昭和 38 年 11 月に結婚し、39 年 3 月までは実家で国民年金保険料を納付していたが、夫が厚生年金保険に加入しているので、私は保険料を納めても納めなくてもよいという話を夫の会社の事務員から聞き、同年 4 月から納付しなかった。その後、将来のために保険料を納付した方がよいと思い、43 年春ごろに A 市役所 B 出張所で手続をした。未納分の保険料の金額が書かれたものが届いたので、4,000 円くらいをまとめて同出張所で納めた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶が具体的であり、申立期間に係る納付書についても詳細に説明していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 43 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 44 年 4 月 24 日に納付していることが確認でき、春ごろにさかのぼって保険料を納付したとする申立内容と照らし合わせると、申立人が保険料をまとめて納付したとする保険料額は、44 年 4 月に納付することのできる 42 年 1 月から 43 年 3 月までの過年度保険料及び 43 年 4 月から同年 9 月までの現年度保険料の合計額とおおむね一致している。

しかしながら、昭和 44 年 4 月には、申立期間のうち 39 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年9月及び同年10月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年7月から同年10月まで
会社を退職した平成11年7月ころ、失業中で国民年金保険料を納付するのが困難だったので、私がA市役所に行って妻の分と一緒に免除申請手続をしたが、妻の免除期間は同年9月からであるのに私は同年11月からとなっている。

同時に申請したにもかかわらず私の免除期間が妻より2か月短くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成11年9月及び同年10月について、申立人は会社退職後その妻の分と合わせて免除の申請を行ったとしているところ、その妻は11年9月から申請免除期間となっている上、社会保険事務所では免除の申請は原則として世帯単位で行われるとしていること、その妻は申立期間直前の同年6月まで第3号被保険者であるので、申立期間当時は申立人と生計を一にしていたと考えられることから、申立人はその妻と一緒に免除の申請を行ったと考えるのが自然であり、免除の申請を一緒に行った場合、その妻は免除を認められているので申立人も同時に免除されたものと考えられる。

2 申立期間のうち平成11年7月及び同年8月について、申立人の妻の免除申請日が11年10月である上、申立人は、この期間はその妻に納付書が交付され、自身には交付されなかつたので妻の分のみ納付したとしており、申立内容に不自然さがみられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、平成11年9月及び同年10月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年12月までの期間及び53年4月から55年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から55年11月まで

私は、ねんきん特別便が来て57月も未納の期間があることに驚いた。私は、A市に引っ越しをした際、国民健康保険の手続と同時に国民年金の手續を行った。国民年金保険料は、妻が納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料について、B市の被保険者名簿では、備考欄にC社会保険事務所の台帳と照合済みとのスタンプが押印されており、その保険料検認済記録欄によれば、申立期間のうち、昭和51年4月から52年12月までの期間及び53年4月から55年11月までの期間については、「済」のスタンプが押印されており、当該期間の保険料については納付したことが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立人の妻が納付したと主張しているところ、その妻は、「家計の切り盛りをしており、水道光熱費、税金、国民健康保険料などは私が支払ってきた。国民年金保険料についても3か月分ごとの四半期分を綴った納付書が、毎年3月か4月ころ送達されたので、D銀行E支店で納付した。」と証言するなど、申立人の主張に信憑性しんびょうせいが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年12月までの期間及び53年4月から55年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年8月まで
② 昭和43年4月から49年12月まで

昭和40年2月ころ、A区に居住していたとき、同区役所職員の勧めで国民年金に加入した。同年12月ころ、A区からB市へ転居し、同市役所において夫婦二人分の国民年金加入手続をした。その後、41年7月に同市からA区へ転居した。

申立期間①について、B市では、子供をおんぶしてバスで同市役所へ出向き保険料を納付し、A区では、同区役所の近くに居住していたため、同区役所で保険料を納付していた。同期間の保険料は一人当たり月額300円くらいで夫婦二人分600円くらいを納付していた。

昭和42年8月にA区からC市（現在は、D市）へ転居し、48年3月ころに同市内で転居した。

申立期間②について、国民年金保険料は、同市役所から送付された納付書により、同市役所出納窓口又は銀行で夫婦二人分の保険料を納付していた。同期間については、夫の保険料は納付済みとなっている期間があるにもかかわらず、私は未納となっている。

申立期間①及び②について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和47年4月から49年12月までの期間について、申立人は夫婦二人の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているところ、当時、C市では納付書による保険料収納が行われていたことが確認できること、当該期間について、その夫は納付済みであること、納付日が確認できる昭和50年度以降をみると、夫婦の納付日はおおむ

ね同一日であることから、当該期間についても申立人はその夫と一緒に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 12 月に A 区から B 市へ転居した際、同市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、その後は同市役所で国民年金保険料を納付し、41 年 7 月に同市から A 区へ転居した後は、同区役所で保険料を納付していたとしているが、申立期間①は一緒に納付していたとするその夫も未納となっている上、納付したとする保険料額も、当時の保険料額とは異なっている。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

3 申立期間②のうち昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの期間について、申立人は、C 市役所で同市から送付された納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、同市では昭和 46 年度までは印紙検認方式による保険料収納を行っていたとしている。

また、その夫の所持する国民年金手帳の昭和 43 年 4 月から 45 年 6 月までの印紙検認記録欄には検認印があるが、申立人の所持する A 区在住時に発行された国民年金手帳の昭和 40 年度から 45 年度までの印紙検認記録欄にはすべて検認印が無いことから、その夫と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の申述とは符合せず、45 年 7 月から 47 年 3 月までの期間は、一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も未納となっている。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2061

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 5 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 48 年 5 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間①について、私は、昭和 47 年 8 月に会社を退職後、国民年金はきちんと払いなさいと叔母にアドバイスを受けたこともあって A 市 B 出張所で国民年金の手続を行い保険料を納付したと思う。また、49 年 5 月か同年 6 月に、C 市で国民年金の氏名変更手続を行った際に、A 市に居住していた時の保険料を納付したにもかかわらず、未納と言われ、重複して納付した。

申立期間②について、結婚してすぐ C 市に転居し、昭和 49 年 5 月か同年 6 月ころ D 出張所で国民年金の氏名変更手続をした際に、A 市に居住していた時の未納保険料（申立期間①）と C 市に転居してからの未納保険料（申立期間②）をまとめて、窓口で現金で納付し、今は紛失したが、1 枚の領収書をもらった。

いずれの期間も納付しているので、未納と言われることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月に会社を退職後、A 市 B 出張所で国民年金の手続をし、保険料を納付し、49 年 5 月に C 市に転居後も同市での未納期間について保険料を納付したとしているところ、E 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 49 年 5 月か同年 6 月に、C 市で国民年金の氏名変更手続を行った時に A 市に居住していた時の保険料を納付した

にもかかわらず、未納と言われ、重複して納付したとしているが、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から氏名変更手続が50年12月に行われていることが確認できることから、申立人が手続を行ったのはそのころであると推認でき、その時点では申立期間①の保険料は時効により納付できないことから、申立期間①の保険料については重複して納付できなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとものと認められる。

なお、申立期間①の国民年金保険料については、重複して納付したものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの期間及び41年4月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで

② 昭和41年4月から47年1月まで

③ 昭和47年9月から50年12月まで

昭和50年暮れころ、A市役所から申立期間が未納となっていることを知らされるとともに、特例納付制度を利用すれば記録上未納となっている期間について、経済的に納付可能な範囲で保険料を納付することにより未納期間を短くできることを伝えられ、市の人と納付保険料を相談の上、保険料をさかのぼって納付したはずなので、現在の記録で申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所職員と相談の上、経済的に可能な範囲で保険料を納付して未納期間を短縮するために特例納付をしたとしているところ、申立人が特例納付の手続をしたとしている時期は、第2回特例納付期間内であり、また、申立人は、A市役所の窓口で手書きの特例納付書を受け取ったことや、納付書の形状などについて具体的な記憶がある上、申立人の妻からも同様の証言が得られていることから、申立人の特例納付により未納期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張に不自然さはみられない。

また、未納期間の一部について特例納付をする場合、時期の古いほうから納付するのが一般的であり、申立人がこのとき納付したとしている保険料額は、申立期間①及び②の保険料をすべて納付した場合の金額と

おおむね一致しているが、申立期間③まで含めた未納期間すべてについて納付した場合の金額とは異なっていることから、申立人は、申立期間①及び②のみを特例納付したとするのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの期間及び41年4月から47年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2071

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 4 月から 38 年 9 月まで
父親が国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付していた。同年 8 月に結婚した後は、夫が私の保険料を納付してくれており、地区の納付組織の人が家に集金に来ていた。一緒に納付していた夫と義母は申立期間が納付済みであるのに、私だけが未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から 60 歳になる平成 11 年 5 月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 36 年 8 月に結婚した後は、その夫が申立人を含めた家族の国民年金保険料を地区の納付組織の集金により納付しているところ、申立人の夫及び義母は、申立期間の保険料を納付済みであること、申立人が居住する地区では、納付組織による集金が行われていたことが確認できることから、同居する家族の中で申立人のみが申立期間が未納であるのは不自然である。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間である。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年3月までの期間及び40年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和40年4月から60年4月まで

母から、昭和36年12月から60年4月までは、国民年金保険料と一緒に納付していたと聞いているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の母は、申立人の申立期間①及び②の保険料を自分の分と一緒に納付していたことを証言しており、申立期間①及び申立期間②のうち昭和40年4月から45年3月までの期間については、その母の納付記録も納付済みとなっていることから、申立内容に信憑性しんびょうせいが認められる。

また、申立人の年金記録は、別人の年金記録にいったん統合された後、改めて平成19年11月15日に申立人の年金記録として訂正された経緯があり、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

2 一方、申立期間②のうち、昭和45年4月から48年6月までについては、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母も未納となっていること、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿をみると、「不在 48」との記載があり、申立人に数年間の未納が続いたため調査の上、48年ころ不在決定の処分がなされたものと考えられることから、45年4月以降の期間については納付していなかったものと推認できる。

また、申立人が昭和 45 年 4 月以降の国民年金保険料を納付したこと
を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 37 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 48 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、A 市役所で一括納付したはずである。特に昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間は、納付記録のメモ書きがあることから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A 市役所で同期間の国民年金保険料を一括納付したとしているところ、社会保険庁の記録では、申立人が納付したのは昭和 52 年 1 月ころと推認され、申立期間②は過年度納付が可能な期間であったこと、当時、A 市役所では過年度納付書の作成を行っていたこと、申立人が記憶している保険料額、納付場所等は、当時の状況に符合していることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人が所持している同市 B 課が昭和 52 年 2 月 7 日に発行したと思われるメモには、50 年 4 月からの国民年金保険料を納付していることが記載されており、申立人の申述に信憑性が認められる。

2 一方、申立期間①については、上記 1 のとおり、申立人は昭和 52 年 1 月ころ一括納付したと推認されるが、この時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料額の記憶が無い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から平成6年7月まで
② 平成6年10月

A区B地に住んでいたころ妻と知り合い、二人とも国民年金に加入了。その時、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できることを知った。妻は、加入手続きをした昭和62年10月から納付済みとなっており、私は、その時から2年さかのぼって納付したので、60年10月から納付していると思う。また、平成6年10月分が1か月未納となっているが、覚えが無く、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人は、平成8年9月から9年1月にかけて、申立期間②前後の6年8月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間②のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②以降、厚生年金保険に加入する平成13年11月まで国民年金保険料を納付済みであり、納付意識は高かったと認められる上、1か月と短期間である保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和62年10月ころ、夫婦二人ともA区役所の出張所で国民年金に加入し、申立人は、2年さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、それぞれC市を管轄するD社会保険事務所から、申立人が平成8年9月ころ、申立人の妻が元年10月ころ払い出されたと推認され、二人ともA区役所の出張所で加入手続きをしたとする記憶

と相違する上、A 区で、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人が記憶している国民年金保険料額の 8,000 円は、平成元年の月額保険料額であり、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と符合することから、このころ納付した記憶と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が提出した平成 6 年 5 月から同年 7 月までの家計簿には、一人分の国民年金保険料額が記載されているが、この期間は、申立人の妻が保険料を納付していたことから、この国民年金保険料額は申立人の妻の分と考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2080

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から45年3月まで
結婚後しばらくして、自宅に来たA市役所職員から、国民年金に加入すると2年さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受けた。昭和45年4月に加入手続を行った際に、B駅近くの郵便局で過去2年分をまとめて納付したので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、2年さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年6月ころ払い出されており、払出時期からすると申立期間は過年度納付が可能な期間である上、当時、社会保険事務所では、国民年金の加入者に対し、納付可能な過年度保険料の納付書を送付していた可能性が高いとしていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、当時勤めていた飲食店の定休日の水曜日にB駅近くの郵便局で過年度分の国民年金保険料を納付したと具体的に申述しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間以降、経営する飲食店の売上げが落ちた平成14年6月及び同年9月から15年3月までの期間の計8か月間を未納としたほかは国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 52 年 11 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

申立期間①については、市役所職員から未納であった過去の国民年金保険料を納付すれば受給する年金額が増えると勧められたことを思い出し、昭和 53 年 4 月以降の時期に、A 市役所内の銀行で 30 万円以上を納付した。申立期間②については、会社退職後、市役所で国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を市役所窓口や B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店で納付した。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 59 年 10 月に会社を退職した後、A 市役所で国民年金の再加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、その夫は、申立期間は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間②以降未納は無く、納付意識は高かったと認められる上、申立期間②は 6 か月と短期間であり、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特別の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 4 月以降の時期に市役所内の銀行で 30 万円以上の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が納付したとする時期は、第 3 回特例納付実施期間内と考えられるものの、申立期間を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は、16 万 2,400 円となり、申立人が納付したとする保険料額（30 万円以上）と大きく相違する。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2084

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年に国民年金に任意加入し、その後は国民年金保険料を欠かさず納付してきたので、A 市（現在は、B 市。）に住んでいた時に 3 か月の未納期間が判明したのは晴天の霹靂だった。C 銀行（現在は、D 銀行。）の口座を家計簿代わりにして公共料金や各種保険料を支払っており、預金通帳には申立期間の保険料を引き出した記録も残っているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月に国民年金に任意加入し、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している上、転居の都度の住所変更手続や、申立人の夫退職後の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している領収証書をみると、申立期間の国民年金保険料は、C 銀行 E 支店でいったん納付されたものの、納付期限後であったため収納できず、保険料が返金されたことが確認できるが、当時、銀行窓口では当該納付書を使用して納付できない場合は、改めて納付書の発行先に照会するよう案内を行っていたとしていること、A 市では、納付書が納付期限を経過しているため使用できない場合は、窓口で手書きの納付書を再発行していたとしていることから、申立人は、別途発行された納付書で申立期間の保険料を納付した可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年度のうち6か月間及び昭和49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

母親が国民年金の加入手続を行い、A市に転出する昭和 45 年まで国民年金保険料を納付してくれていた。48年に結婚した後、さかのぼって保険料を納付できることを知り、50年1月にそれまでの未納期間の保険料を一括で納付したので、申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持している領収証書から、申立人は、昭和 51 年 1 月 29 日に、第 2 回特例納付、過年度納付及び現年度納付で、申立期間②を除く 46 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、その時点で現年度納付が可能な申立期間②のみが未納であるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②以降、60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められ、6か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特別の事情はみられない。

2 申立期間①について、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、昭和 45 年まで国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 9 月ころその母親と連番で払い出されており、申立人の母親は昭和 40 年度のうち 6 か月間が納付済みとなっているのに対し、申立人の 40 年度の保険料がすべて未納となっているのは不自然である。

- 3 一方、申立人は、申立期間①についても昭和 51 年 1 月に一括して納付したとしているが、納付した期間、保険料額の具体的な記憶は無く、納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年度のうち 6 か月間及び昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1190

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 11 日まで

社会保険庁からの連絡により、平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 11 日までの期間に係る標準報酬月額が、8 年 1 月 5 日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る有限会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 10 月 31 日より後の 8 年 1 月 5 日付けて、申立人を含む 7 名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を 30 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出したとおり 59 万円とすることが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和38年から平成10年までC系列の会社に勤務していたが、昭和48年にA株式会社からD株式会社に異動した際に1か月の空白期間がある。この期間についてはグループ会社間の異動で、実質的な転勤である。退職はしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録のうち、該当事業所データ無しとされている2つの連続する記録には、昭和43年11月21日資格取得、48年11月30日離職及び同年12月1日資格取得と確認できるが、社会保険庁の記録と一致することから、この2つの記録はA株式会社及びD株式会社であると推認できる上、現在の事業承継会社であるB株式会社で保管されていた申立人に係る社員カードから判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B株式会社で保管されていた社員カード及び申立人が所持していた経歴書では、異動年月日は昭和48年11月と記載されているが、A株式会社の雇用保険の被保険者記録における離職日が48年11月30日になっていることから、同社における資格喪失日を48年12月1日とすることが

妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 12 月 1 日に A 株式会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが認められ、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における社会保険事務所の同年 10 月の記録から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1195

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年6月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から平成 15 年 10 月 21 日まで
申立期間当時勤務していた A 株式会社において、社会保険事務所に対し、給料よりも少ない額が申告されている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち平成3年6月の記録を41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間において複数回、及び平成3年6月についても一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、385か月（昭和42年6月、同年8月から44年2月までの期間、44年5月、同年7月から9月までの期間、45年11月から46年12月までの期間、47年2月から51年8月までの期間、51年10月から平成2年1月までの期間、2年11月から3年1月までの期間、3年11月から5年9月までの期間、6年9月から13年9月までの期間及び13年11月から15年9月までの期間）については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成3年6月を除く43か月（昭和44年10月から45年10月までの期間、51年9月、平成2年2月から同年10月までの期間、3年2月から同年5月までの期間、3年7月から同年10月までの期間、5年10月から6年8月までの期間及び13年10月）については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間のうち、7か月（昭和42年7月、44年3月から同年4月までの期間、44年6月、47年1月、52年11月及び61年8月）については、給与明細書の提出が無く、事業主も関係資料は無いとしていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 40 年 4 月 1 日に A 株式会社に入社し、平成 5 年 2 月 20 日に退社するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険加入記録が欠落しているのは納得できない。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時に入社し一緒に A 株式会社 B 工場に異動したとする同僚の供述等から判断すると、申立人が A 株式会社に継続して勤務し（昭和 40 年 7 月 1 日に A 株式会社から同社 B 工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 40 年 5 月の社会保険庁の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と A 株式会社に同日採用され同社 B 工場に同日異動したすべての被保険者について記録が欠落していることから、これら対象者すべての記録について、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 7 月 1 日と届けたにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを同年6月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 46 年 6 月 29 日から同年 12 月 1 日までの株式会社 A における資格喪失日は、46 年 10 月 22 日であることが認められることから、申立人の株式会社 A における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 46 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、8 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 45 年 1 月 11 日から 46 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 6 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 2 月 15 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 52 年 5 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①及び②当時は株式会社 A に、申立期間③及び④当時は B 株式会社にそれぞれ勤務していたが、両事業所とも申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 46 年 10 月 21 日まで株式会社 A に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社 A は昭和 46 年 6 月 29 日に適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同日に資格喪失した申立人を含む 16 人の資格喪失届を同年 12 月 9 日に受け付けている上、申立人を含む 7 人の同年 10 月の定時決定及び 9 人の同年 8 月の随時改定が取り消されている。さらに、同名簿によると、同年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した 10 人の資格を同年 12 月 9 日に取消処理しており、かつ、当

該訂正処理前の記録及び申立人の説明から、同年10月21日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、このような資格の喪失等の処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和46年6月29日に資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である46年10月22日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和46年10月22日から同年12月1日までの期間については、申立人が株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①、③及び④について、同僚の供述により、申立人が当該期間において、株式会社A及びB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社A及びB株式会社は既に解散し、両社の元事業主は当時の厚生年金保険の適用に関する資料は保存されていないとしている上、当時の同僚にも照会したが、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する株式会社A及びB株式会社の事業所別被保険者名簿は、申立人の氏名は無い上、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、申立人の申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めるとはできない。

埼玉厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、昭和 61 年 8 月及び同年 9 月を 26 万円に、62 年 9 月を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 4 月から平成 12 年 7 月まで

社会保険事務所が決定した A 株式会社勤務時の標準報酬月額が給与明細書と相違しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月及び同年 9 月の記録を 26 万円に、62 年 9 月を 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和 61 年 1 月から平成元年 8 月まで（昭和 61 年 8 月、同年 9 月及び 62 年 9 月を除く）の長期間一

致しているが、61年8月、同年9月及び62年9月について一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年1月から同年7月までの期間、同年10月から62年8月までの期間及び同年10月から平成元年8月までの期間においては、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額を照合したところ、両者が一致しており、平成元年9月から12年7月までについては、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

埼玉厚生年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 8 月から同年 10 月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を 12 年 8 月 6 日に、資格喪失日を 12 年 11 月 6 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 12 年 8 月から同年 10 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 25 日から 13 年 1 月 6 日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の資格取得年月日は、平成 13 年 1 月 6 日となっている。しかし、同社には 12 年 6 月 25 日から勤務している。申立期間の給与明細書を添付するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する雇用契約書及び賃金台帳により、申立人は、平成 12 年 7 月 3 日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険料の控除については、給与明細書及び賃金台帳により平成 12 年 9 月、同年 10 月及び同年 11 月分の給与から保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、給与の締め日は、毎月 5 日、支払日は毎月末日、厚生年金保険料の控除は翌月と回答している上、賃金台帳からも翌月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 12 年 8 月 6 日に株式会社Aの被保険者資格を取得し、同年 11 月 6 日に被保険者資格を喪失したことが認められ、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける社会保険事務所の 13 年 1 月の記録及び給与明細書の厚生年

金保険料の控除額から 32 万円であることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 12 年 8 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 12 年 8 月から同年 10 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 6 月、同年 7 月、同年 11 月及び同年 12 月については、賃金台帳では、同年 7 月、同年 8 月、同年 12 月及び 13 年 1 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、給与明細書においても 12 年 12 月及び 13 年 1 月分の給与明細書は無く、12 年 7 月及び同年 8 月にも厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案1208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年8月1日から32年3月25日まで

昭和55年に自分の厚生年金保険の加入月数を調べ、それをもとに市役所で25年に達するための不足分を計算してもらったうえで、特例納付をした。60歳になるころ、年金が受給できると思い社会保険事務所に行ったところ、脱退手当金を受け取ったことになっており、仕方なく65歳まで国民年金の任意加入をして受給権を得た。在職中、厚生年金保険、雇用保険の手続は私の仕事であったが、脱退手当金の制度は知らなかった。被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定された5日前に職業安定所で紹介されたとする事業所に再就職しており、引き続き勤務する意思を有していたと認められることから、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

また、申立人は、昭和55年5月、社会保険事務所に厚生年金保険の加入月数を尋ね、当時の市役所職員にその回答書を提示し特例納付をしたとしているところ、申立人が保管している国民年金納付書・領収証書から55年5月26日に12か月分の特例納付をしていることが確認できる上、最後の措置であったとされる当該特例納付の期間に申立期間である67か月分の国民年金保険料を納付していないことを踏まえると、申立人は、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたと考えるのが自然である。

さらに、昭和28年7月から34年11月までの間に資格喪失日のある女性被保険者10人を任意に抽出し調査したところ、うち6人が脱退手当金の受給権を有しているものの、支給記録のある被保険者はいないことから、事業

所が退職手続の一環として代理請求をしていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和33年3月の1か月の加入期間が無いと回答された。同社での勤務期間は転勤が多かったが、33年3月31日までC営業所に勤務し、同年4月1日付けでD支社に転勤したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和33年4月1日に同社C営業所から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和33年2月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 30 年 4 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 23 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 30 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和 32 年 5 月 22 日から同年 6 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A（現在は B。）C 支店における資格喪失日に係る記録を 32 年 6 月 10 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 16 日から同年 7 月 23 日まで
② 昭和 32 年 5 月 22 日から同年 6 月 10 日まで

私は、昭和 27 年 3 月に株式会社 A に入社し、平成元年 2 月に退職するまで、途中休職することなく継続して勤務していたにもかかわらず 4 か月ほど厚生年金保険の記録が抜け落ちている。

申立期間①の期間は入社後の服務規律等の研修期間を教習所で勤務しており、申立期間②の期間は C 支店から D 支店へ異動した際の期間の欠落である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の保管する申立事業所の事業所別被保険者名簿により生年月日かつ名前の一部が異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたこと、及び職員台帳

から、申立人が申立期間①においては、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、株式会社Aの職員台帳、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年6月10日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における社会保険事務所の申立期間前後の標準報酬月額の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したかどうかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和26年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和6年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月27日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間が未加入である旨の回答を得た。当該期間に事業所間の異動はあったが、同社に空白なく勤務しており、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した人事記録（職員票等）、同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「昭和26年7月にはA株式会社B分室にいた。」と供述していることから、同社B営業所における資格取得日は、同年7月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における社会保険事務所の昭和26年8月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日に、資格喪失日に係る記録を45年6月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年8月から同年12月までは6万円、45年1月から同年3月までは8万円、同年4月から同年5月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月1日から45年6月1日まで

社会保険庁の記録によるとA株式会社に勤務していた昭和44年8月1日から45年6月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、その間の給与明細書では保険料が控除されている。申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和41年3月に入社し、平成9年10月に退職するまで、社名変更、グループ会社への合併等を経ているが申立期間を除き一貫して同じ事業所に勤務していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できるとともに、申立期間に係るA株式会社の給与明細書及び昭和44年10月26日に取得している雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における給与明細書の給与支給総額及び保険料控除額から、昭和44年8月から同年12月までは6万円、45年1月から同年3月までは8万円、同年4月から同年5月までは10万円とすることが必要である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A株式会社は、昭和41

年9月1日に適用事業所となり、申立期間である44年8月1日に全喪し、45年6月1日に再び適用事業所となっており、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している事業主及び同僚8人が確認できる。また、申立期間当時の従業員は15人から20人程度であり、申立期間中も通常と変わることなく操業していたと複数の同僚が供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B課における資格取得日に係る記録を平成5年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年1月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間について厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した在籍証明書、人事記録（社員カード、人事異動記録等）及び申立人が提出した給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。また、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における給与支給明細書及び平成5年3月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が平成5年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1218

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 41 年 9 月 27 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 9 月から 41 年 6 月までは 2 万 6,000 円、41 年 7 月から同年 8 月までは 3 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 9 月 27 日から 41 年 9 月 27 日まで
年金記録の照会をしたところ、A 株式会社における資格喪失日が昭和 40 年 9 月 27 日になっている。41 年 9 月 27 日まで継続して勤務していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 41 年 9 月 27 日まで A 株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、昭和 40 年 9 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票では、当該資格喪失日以降における同年 10 月 1 日の定時決定、41 年 7 月 1 日の随時改定及び同年 10 月 1 日の定時決定が取消しされているほか、当該資格喪失手続が同年 10 月 17 日ころに行われていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、40 年 9 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、昭和 40 年 9 月 27 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、雇用保険の記録における離職日の翌日である 41 年 9 月 27 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金被保険者原票の記録から、昭和 40 年 9 月から 41 年 6 月までは 2 万 6,000 円、41 年 7 月から同年 8 月までは 3 万円とすることが妥当である。

埼玉国民年金 事案 2052

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私が A 県の大学に通学していた昭和 63 年夏ごろに、B 市の実家に市職員が訪れ、母親に私が 20 歳になったので国民年金に加入するように勧誘した。2 度目の訪問の時に母親が実家で加入手続を行った。後日保険料の納付書が送られてきたので、金融機関で現金で支払い、同時に父親の口座から自動振替手続を行い、平成 4 年 3 月分まで支払った。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年夏ごろにその母が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、B 市では 63 年当時、職員の自宅訪問による加入勧奨は行っておらず、加入手続も自宅で行うことはないとしている上、63 年 9 月からは、申立人は C 市に住民票を異動しており、制度上、B 市で国民年金保険料を納付できず、申立人の申述とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 4 月 1 日に払い出され、国民年金被保険者資格の取得日も同日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2056

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私が、A区の洋裁店に他の縫子さんと共に住み込みで働いていたときに20歳になったので、時期は覚えていないが国民年金の加入手続をし、その後保険料を納付した。

国民年金の保険料の集金人が来ると2階の寮から降りて来て1階の畳の部屋で、月3,000円の手当のうちから100円の保険料を支払ったことを記憶している。この時期の23か月が未納になっていることに驚いている。このため60歳を過ぎてからもこの未納期間を補填するため任意加入して保険料を支払ったが、申立期間が未納とされているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区の洋裁店に住み込みで働いたときに、20歳で国民年金の加入手続をし、以降職場に訪れる集金人に保険料を支払ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月以降に払い出されていること、及び申立人が所持する年金手帳は同年8月23日に発行されていることから、申立人が加入手続をしたのは40年8月ころであると推認でき、加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は集金人に現年度納付できず、保険料を納めるためには過年度納付することとなるが、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した覚えは無いとしている。

また、申立人は、申立期間について加入時に年金手帳を交付されておらず、国民年金保険料を納付すると徴収カードのようなものに領収印が押されたとしているが、A区では保険料徴収は年金手帳に印紙を貼付する方法で行っていたとしており、申立人の申述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2059

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 46 年 12 月まで

私は、学校を卒業した後は家業のクリーニングを手伝っており、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。同居していた母や兄は一緒に保険料を集金の人に預けていた記憶がある。母は保険料を納付したと言っており、母や兄の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料について、申立人は、その母が昭和 43 年 2 月ころ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録によれば 47 年 10 月 14 日から同月 30 日までの間に加入手続を行ったことになっており、申立人が所持している国民年金手帳も昭和 47 年度の手帳として発行したものであることから、同年 10 月ころ加入手続を行ったと推認できる上、加入手続後の同年 12 月 18 日に同年 4 月から同年 12 月までの保険料をまとめて納付し、その後の 49 年 3 月 30 日に 47 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付しているが、当該時点では申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、その母が自分の分を含め申立人及び申立人の兄の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、その兄は、申立期間に未納期間がある上、その母及び兄は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの保険料を 44 年 12 月 3 日に社会保険庁の納付書によりまとめて納付しており、43 年 10 月から 44 年 9 月までの保険料については A 自治体発行の納付書により過年度納付しているなど、集金人に納付したことがうかがえず、その母も保険料の納付状況についてはほとんど覚えていないとし、申立人も特例納付等によりまとめて納付した記憶は無いと

している。

さらに、申立人の妹は、申立人と同時期に国民年金の加入手続をしているが、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2062

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 3 月から 52 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、申立期間は、父に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料を納付してもらっていたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付をしたとする父も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の兄は 36 歳になってから国民年金に加入していること、申立人の妹は結婚後の 27 歳から国民年金に任意加入し、申立期間の保険料は未納となっていることが確認できることから、申立人のみ 20 歳で国民年金に加入し、申立期間の保険料をその父が納付していたと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間は 121 か月と長期間であり、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2063

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 4 月から 50 年 11 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 40 年 4 月の結婚後、納付場所について明確な記憶は無いが納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月の結婚に伴い A 市に転居し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、結婚後の任意加入期間中に申立人が任意加入したのは、申立期間後の 50 年 12 月 23 日と確認でき、その時点では、任意加入期間である申立期間の保険料はさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不合理である。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳には、昭和 36 年度から 40 年度までの印紙検認記録欄があるが、申立期間当初の 40 年度について検認印が無く、同年度の保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が保管している昭和 50 年度の国民年金保険料領収書には、昭和 50 年 12 月以降の保険料の領収印があり、それより以前の期間の欄には「納付不要」の印があることから、50 年度中の申立期間である 50 年 4 月から同年 11 月までの保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立期間は 128 か月と長期間である上、申立人は保険料の納付場所や納付方法等についての記憶があいまいであり、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2064

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 10 月から 11 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 10 年 10 月から 11 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成 11 年 6 月ころ、滞納していた納付書を確認したところ、10 万円を超えていたため、父親に相談し納付してもらった。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、滞納していた申立期間の国民年金保険料約 10 万円をその父親に依頼して一括納付してもらったとしているが、申立人に関する社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直後の平成 11 年 6 月から 12 年 3 月までの保険料 13 万 3,000 円を 13 年 6 月 28 日に過年度納付したとする記録があり、申立人は、10 万円以上の保険料を一括納付したのは 1 回のみとしていることから、申立人は当該過年度納付と申立期間の保険料納付を錯誤していた可能性がある。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを見出す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2065

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月まで

昭和 57 年当時、A 地の大学生であったが、20 歳の夏休みに B 県 C 市の実家に帰省した際、母親に国民年金に加入することを勧められ、国民年金に加入了。その後、保険料は普段は母親が納付してくれ、帰省した際は自分が C 市役所 D 出張所に納付しに行った。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生で 20 歳になる直前の昭和 57 年 8 月に C 市の実家に帰省した際、その母親の薦めもあり国民年金に加入し、以後、申立期間の保険料は母親が納付し、大学の休暇中に帰省した際は、自分で C 市役所 D 出張所に行って納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期は 62 年 6 月であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、国民年金に加入以来、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を C 市役所 D 出張所で納付したとしているが、C 市では、申立期間当時、当該出張所での保険料の収納は行っておらず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2067

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を得たが、納付していたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は昭和 58 年 5 月に資格喪失となって以降、61 年 4 月の第 3 号被保険者資格取得まで資格再取得手続が取られておらず、申立人保有の国民年金手帳でも同様に、58 年 5 月に資格喪失となって以降、第 3 号被保険者資格取得まで資格再取得の記録が無いため、申立期間について保険料納付が可能であったとするのは不自然である。

また、申立人は、資格取得手続などについては亡夫に任せていたとしている上、昭和 58 年当時申立人が入院した際に、亡夫がどのような手続を行ったか記憶が無いとしており、申立期間に係る保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2068

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 43 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 47 年 3 月まで

会社を退職したときに、母親が A 町で国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。夫が会社を辞めた昭和 47 年から自分で保険料を納めるようになったが、それまで母親が納付したと思っていたので、未納期間があることに驚いている。申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の母親は高齢のため証言を得ることができず、しかも申立人は、国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 41 年 4 月に結婚し A 町から B 区に転居した後も、申立人の母親が引き続いて A 町で申立人の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持している国民年金手帳の検認印から、42 年 4 月及び同年 5 月の保険料を A 町が収納していることが確認できるものの、同年 6 月以降の検認印は無い上、申立人の国民年金手帳は 42 年 12 月 1 日に B 区役所で再発行されていること、41 年 10 月から 42 年 3 月の保険料については、厚生年金保険に加入していたことから 43 年 5 月 15 日に B 区に居住する申立人に還付されていることが確認できることから、申立人の母親が A 町で申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを見出す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを見出

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2069

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から41年3月まで

15歳から美容院に住み込みで働き始め、20歳になってA区役所で国民年金に加入した。国民年金保険料を納付するようになったことで、大人になった気分がして嬉しかった。区役所職員が集金に来て、美容院の先生や同僚も一緒に納付したり、近くの郵便局や信用金庫でまとめて納付した記憶もある。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってA区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続をした時期、保険料を納付した時期の具体的な記憶が無い上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が22歳になった昭和41年9月ころ払い出されており、払出時期からすると、申立期間の一部は時効で保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、結婚する昭和45年4月まで美容院に住み込みで働いており、社会保険庁の記録では、41年4月以降は納付済みとなっていることから、41年4月以降の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2070

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 46 年 9 月まで

申立期間当時は、義兄（姉の夫）と共に板金業を営んでおり、姉が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていた。姉は私の分と一緒に保険料を納付していたと思うので、姉が納付済みであるのに私の分が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の姉は、申立人の保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻は、昭和 47 年 3 月に申立人と結婚した後、申立人の姉に勧められ申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の妻の証言どおり、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年 5 月ころ払い出されていることから、申立人の姉が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2072

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 50 年 12 月まで

昭和 53 年ころ、A 市役所職員から 10 年くらい国民年金保険料を納めていないとの連絡があったため、夫婦二人分の国民年金保険料 138 万円を納付したと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年ころ、A 市役所職員から国民年金保険料を納付していないとの連絡を受けたので、未納であった夫婦二人分の国民年金保険料 138 万円を一括で納付したとしているが、納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の被保険者台帳では、申立人は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月にかけて、申立期間前の 38 年 4 月から 43 年 12 月までの期間及び申立期間後の 51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間について、特例納付又は過年度納付しており、未納となっていた期間を一括納付したとする記憶と相違する。

さらに、申立人は、上記の特例納付及び過年度納付で計 96 か月分の国民年金保険料を納付しているが、これは、申立人が 60 歳までに 300 月の受給資格期間を満たすために納付したものと考えるのが自然であり、申立人は、このときの納付の記憶と申立期間の納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを見示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2073

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月までの期間及び 45 年 11 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 11 月から 50 年 12 月まで

昭和 53 年ころ、A 市役所職員から 10 年くらい国民年金保険料を納めていないとの連絡があったため、夫婦二人分の国民年金保険料 138 万円を納付したと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年ころ、A 市役所職員から国民年金保険料を納付していないとの連絡を受けたので、申立人の夫が未納であった夫婦二人分の国民年金保険料 138 万円を一括で納付したとしているが、納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の被保険者台帳によると、申立人は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月にかけて、申立期間前の 38 年 4 月から 41 年 12 月までの期間及び申立期間後の 51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間について、特例納付又は過年度納付したことが確認でき、未納となっていた期間を一括納付したとする記憶と相違する。

さらに、申立人は、上記の特例納付及び過年度納付で計 72 か月分の国民年金保険料を納付しているが、これは、申立人が 60 歳までに 300 月の受給資格期間を満たすために納付したものと考えるのが自然であり、申立人は、このときの納付の記憶と申立期間の納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことと示す周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2077

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで

夫が A 市役所で国民年金の加入手続をした時に、職員に保険料額を計算してもらったうえで保険料を納付した。職員に言われた額を納付しており、未納期間があることは知らなかつた。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が A 市役所で国民年金の加入手続をした時に、職員が計算した国民年金保険料額を納付したとしているが、加入手続をした時期、保険料を納付した時期、保険料額等について具体的な記憶が無い上、申立人の夫も申立期間は未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 3 月ころ、夫婦連番で払い出されており、払出時期からすると申立期間の大部分は時効で納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、平成 2 年 7 月及び同年 10 月に、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2078

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 2 月から 47 年 10 月まで

大学卒業後就職した会社を昭和 46 年 2 月に退職し、次の会社に入社するまでの間、国民年金に加入了。当時、収入がなかったので、今は亡き父が代わって国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。それから 20 年以上も経過し、提出できる書類が無いが、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 2 月にその父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、父親は既に他界し、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月 22 日に払い出されており、払出日からすると申立期間は時効で納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持している年金手帳は、昭和 49 年 10 月以降に発行された 3 制度共通の年金手帳であり、申立人は、これ以外の国民年金手帳の記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付したことを見せる周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2079

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から53年3月まで

時期は定かでないが、夫と一緒にA市役所で国民年金に加入し、窓口で国民年金手帳を交付された。

その後、23歳のとき、20歳にさかのぼって市役所窓口で保険料を一括納付し、それからは毎年1年間分を納めていたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月ころその夫と連番で払い出されており、払出時点からすると申立期間の大部分は時効で保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳は、昭和49年10月以降に発行された3制度共通の年金手帳であり、これ以外の国民年金手帳は所持していないとしていること、夫についても申立期間は未納であることから申立てには不自然さがみられる。

さらに、申立期間は、122か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2081

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月まで

昭和 57 年 2 月に日本に帰化し、A 市役所から国民年金の加入案内が届いた。市役所に照会したところ、国民年金の受給資格はあるとのことだったので、同年 3 月に加入手続を行い、保険料を納付してきた。当時は度々転居せざるを得ない事情もあり領収書を処分しているが、保険料を納付していたので申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月に日本に帰化し、A 市役所から国民年金の加入案内があったので、同市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付した時期、保険料額、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得記録から、平成元年 6 月ころ払い出されたと推認され、払出時期からすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを行うがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2082

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 53 年 3 月まで

会社を退職後、兄から勧められて国民年金に加入し、その後、国民年金保険料を納付していた。結婚した後は、妻が二人分の保険料を一緒に納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、その兄から勧められて国民年金に加入し、その後、国民年金保険料を納付し続け、結婚した後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納めたとしているが、申立人及びその妻は、納付した保険料額、納付時期、納付場所等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である上、結婚後保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和 52 年 12 月ころ払い出されたと推認され、払出時期からすると、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、勤務していた有限会社 A に係る申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、確かに勤務しており、厚生年金保険料や雇用保険料も控除されていたと記憶している。自分は、健康保険や厚生年金保険がしっかりした会社でないと勤めないと勤めないと勤めることにしていたので未加入は考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 A に係る商業登記及び当時の取締役（社外役員）の供述から、申立人が取締役として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、有限会社 A については社会保険庁における厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、前述した取締役は、当該事業所における厚生年金保険の取扱いに関しては承知していないと供述している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、事業主は既に死亡しており、申立人は当時の同僚に係る記憶も不明瞭であると供述していることから、保険料控除等について確認することができない。

加えて、事業主は、社会保険庁の記録によると、申立期間を含む昭和 48 年 6 月 1 日から 59 年 12 月 19 日までの期間は国民年金に加入していたことが確認ができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 株式会社における加入期間は昭和 40 年 10 月 18 日から 42 年 4 月 1 日までとの回答があった。

しかし、自分は、間違いなく昭和 43 年 3 月 31 日まで働いていた記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社 B 出張所に勤務していたと申し立てているが、事業主から提出された申立人の社員カードには、申立人が昭和 42 年 3 月 31 日に依願退職したと記載されており、社会保険事務所の記録と符合している。

また、申立人が記憶している A 株式会社 B 出張所の上司及び同僚 3 人は、死亡あるいは所在不明のため証言を得ることはできなかったものの、申立人と在籍期間が重複していた同僚 4 人に照会し、回答を得られた 2 人はいずれも「昭和 42 年 4 月 1 日以降も同出張所に勤務していたが、申立人が同出張所に勤務していた記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 4 日まで
A 株式会社で昭和 46 年 4 月から正社員として働いていたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格取得日が 47 年 12 月 5 日となっている。この間も給与からは保険料などが控除されていたと思うので、調査の上、資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、申立人の申立期間に係る雇用形態や勤務実態について不明であると回答しており、申立人の同僚 5 人は「申立人については記憶していないが、当時、A ではパート、アルバイト等多くの人が働いていた」と供述している上、当該事業所での雇用保険の記録も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A 株式会社が保管していた申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和 47 年 12 月 5 日と記載され、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 10 月 7 日から 25 年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 30 年 4 月 12 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①は A 株式会社、②は B 社、③は C 社、④は D 社、⑤は E 社及び⑥は有限会社 F に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社は、申立人が同社の所在地とする地域を管轄する法務局において商業登記が確認できず、同社及び当時の事業主の所在も確認できないなど、申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和 25 年 4 月 15 日であり、申立期間①の一部は適用事業所でないことが確認できる上、同名簿によると、申立人の資格喪失日は社会保険庁のオンライン記録と同じ 24 年 10 月 7 日であり、ほかにも同僚 7 人が同日に被保険者資格を喪失している。

なお、昭和 24 年 10 月 7 日に被保険者資格を喪失している同僚は、「A 株式会社の経営が悪化したので、24 年 10 月ころに会社を辞めさせられた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②、③及び④について、社会保険事務所の記録からB社、C社及びD社という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、申立人がこれら事業所の所在地と主張する地域を管轄する法務局に当該事業所の商業登記の記録は確認できない上、当時の事業主及び同僚の所在も不明であり、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間⑤について、申立人が所持しているE社の店名の入った写真から、同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録からE社という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、申立人がE社の所在地と主張する地域を管轄する法務局に当該事業所の商業登記の記録は確認できない上、申立期間⑤当時の事業主及び同僚の所在も不明であるなど、申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 申立期間⑥について、有限会社Fは、同社の所在地を管轄する法務局に当該事業所の商業登記は確認できない上、当時の事業主の所在は不明で、申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から有限会社Fで被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立期間⑥の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Fに係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号欄に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月まで
② 昭和 40 年 12 月から 41 年 8 月まで
③ 昭和 54 年 2 月から同年 4 月まで

申立期間①当時は株式会社 A に、申立期間②当時は有限会社 B に、申立期間③当時は C 有限会社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社 A の関係者の供述により、申立人が申立期間において、株式会社 A に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社 A では、申立期間①当時の厚生年金保険関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明としている。

なお、当時の同僚は、「入社してしばらくしてから社会保険に加入了」と供述している上、社会保険事務所の記録から、当該同僚の被保険者資格の取得日は入社したとする日の数か月以上後であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、同僚の供述により、申立人が申立期間において有限会社 B に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Bでは、申立期間②当時の厚生年金保険関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明としている。

なお、当時の同僚は「有限会社Bでは当時採用しても社会保険にはすぐに加入させていなかった」と供述している上、社会保険事務所の記録から、当該同僚の被保険者資格の取得日は入社したとする日の1年以上後であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Bに係る被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、同僚の供述により、申立人が申立期間において、C有限会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C有限会社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局における商業登記簿では閉鎖となっており、事業所等の所在も不明であり、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管するC有限会社に係る被保険者名簿の申立期間③に申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間③に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 20 日から 44 年 9 月 1 日まで

申立期間当時は、A 市にある有限会社 B で働いていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、有限会社 B が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、入社時の社名は C で、在職中に有限会社 B に名称変更された記憶があると主張しているが、C の名称の厚生年金保険の適用事業所も確認できなかった。

さらに、有限会社 B は既に解散し、当時の事業主の所在も不明であるなど、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

株式会社 A に勤務した昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月末日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間に係る給料支払明細書により、申立人が申立期間について、株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る給料支払明細書には、厚生年金保険料及び健康保険料の控除額の欄に金額の記載が無く、保険料の控除がされていないことが確認できる。

また、株式会社 A では、当時の厚生年金保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入について、供述も得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入について同僚に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 2 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 19 年 4 月 1 日に A 株式会社（正式名称は B 株式会社）に入社し、経理課にて賃金計算等に従事した。年金の記録では、23 年 2 月 21 日からとなっているが、それ以前から勤務しており、保険料の控除をされていたような記憶がある。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、B 株式会社は、昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当時の従業員を 100 人程度と主張しており、社会保険事務所が保管する B 株式会社の被保険者名簿により適用事業所になった後の従業員の厚生年金保険への加入状況について確認したが、一括して行わず、おおむね毎月分割して行われていたことがうかがえる。

また、B 株式会社は既に解散し、事業主も既に亡くなっていることから、申立人についての供述を得ることができない。一方、申立人は同僚の姓のみしか記憶せず、同僚の多くは所在が不明であり、判明した同僚についても既に亡くなっていること等から、同僚等の調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月ころから同年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月ころから 44 年 8 月ころまで

申立期間①について、社会保険庁の記録では、A 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 41 年 8 月 1 日となっているが、実際は 41 年 4 月ころから当該事業所に勤務していたので、記録の訂正をしてほしい。

申立期間②について、A 社が昭和 43 年 3 月に倒産し、その後、43 年 4 月から B 株式会社として再建した際に、当初から厚生年金保険に加入しており、保険料も源泉徴収されていた。社会保険庁の記録では、B 株式会社での厚生年金保険への加入は 44 年 9 月からの加入になっているが、実際は 43 年 3 月からであるので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は既に倒産しており、当時の事業主の居所も不明であるため、調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の同僚は、申立人が申立期間①において A 社に勤務していたかどうかは不明としており、申立人の申立期間①における勤務は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②について、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務していたとする B 株式会社は、昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないこ

とが確認できる。

また、当時の経理担当者は、「A社が倒産しB株式会社として再建された時点では、申立人を含め従業員が5人未満であったため、厚生年金保険への加入はしていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 12 月 27 日から 31 年 10 月 28 日まで
② 昭和 35 年 10 月 29 日から 36 年 3 月 31 日まで

昭和 26 年 4 月に中学を卒業と同時に A の B 係として入職した。C 所に入職手続きを行い、翌 27 年 A 内の独身寮に入寮した。30 年ころは D に勤務、34 年ころに E に勤務し、36 年 7 月まで A に勤務した。その間、A の寮を出たこともなく職安を行ったこともないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、F 町（現在 G 市）の A 内の B 係及び D に勤務し、申立期間②については、A の E に勤務していたとしている。

しかし、申立期間当時、H 省の通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号）の規定において、A の宿舎施設等の非軍事的業務に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされており、申立期間①について申立人は、B 係及び D で勤務し、申立期間②については警備員として勤務したと主張していることから、同通知に基づき厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとうかがえる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が申立期間において他の事業所に適用された事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であることが確認できる複数の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月及び 59 年 9 月

A 株式会社での厚生年金保険料と第4種被保険者として納付した昭和 57 年 10 月の保険料が重複しているが、当時、保険料の還付は受けていない。59 年 9 月分は保険料を納付期限経過後に納付したために資格喪失となつたが、保険料の還付は受けていない。保険料を納付していた当時の 2 万 1,200 円は家計にとって大きな負担となっており還付を受けていたとすれば記憶に残っているはずだが、全く記憶しておらず還付を受けていないのは確実であるので、57 年 10 月分及び 59 年 9 月分の第4種保険料の還付を求める。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の第4種保険料過誤納分の還付を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する領収証書により、申立人は、厚生年金保険第4種保険料を昭和 57 年 10 月分については同年 10 月 27 日に、59 年 9 月分については納期限後の同年 10 月 5 日に納付したことが確認できるが、申立人に係る第4種保険料過誤納の還付・充当に係る関連資料等は保存期限を経過しているために社会保険事務所には保管されておらず、また、オンライン記録からも還付・充当の事実は確認できない。

一方、社会保険庁が保管している厚生年金保険第4種被保険者原票及び厚生年金記録訂正書によると、当初、申立人の第4種被保険者資格喪失日は保険料納期限が経過したことにより喪失した昭和 59 年 9 月 30 日とされていたが、59 年 10 月 25 日付で、第4種被保険者期間中の A 株式会社での厚生年金保険の被保険者資格取得日である 57 年 10 月 7 日に訂正されていることから、申立人が同社での厚生年金保険加入の届出を社会保険事

務所に行ったのは、59年10月になってからであると推認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人の昭和57年11月1日以後の期間に係る第4種被保険者資格取得申出書（以下「57年以後の第4種申出書」という。）によると、申立人の実印が使用されていること及び社会保険事務所での受理日が59年11月1日であることから、第4種被保険者期間中途での厚生年金保険期間が判明したことで、それまで納付した第4種保険料額に標準報酬月額の差額相当分の不足（以下「差額保険料」という。）が発生し、その差額保険料を納付する手続として、申立人から57年以後の第4種申出書の提出が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は、差額保険料として昭和57年11月から59年8月までの22月分を納付する必要があったが、申立人が保管している領収証書によると、実際に納付されているのは58年1月から59年8月までの20月分であり、57年11月及び同年12月の2月分は納付されていない。また、厚生年金保険法では、「保険料の納付時効は2年」とされており、

「第4種被保険者となって初めて納付する保険料を納付しなかったときは、初めから第4種被保険者とならなかつたとみなされる。」とされていることから、申立人が行った57年以後の第4種申出書の提出の時点で、過誤納還付金が差額保険料に充当されたと推認できる。

加えて、第4種被保険者の資格喪失に伴って生じた過誤納金還付の事務処理は、喪失に伴う還付金額が決定後、本人宛に保険料還付請求書を送付することによって通知し、本人からの請求に基づき還付されることが一般的であり、事務処理に不自然な形跡が見当たらないことから、差額保険料を納付するための57年以後の第4種申出書の提出に伴い還付されたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 12 月 20 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 2 月 27 日まで

社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給されているとのことだが、私自身受け取った記憶も請求した覚えも無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 12 日から 46 年 12 月 16 日まで
③ 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は退職後すぐに結婚し地元を離れたため申立期間当時の記憶は定かではないが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、昭和47年10月28日に申立人の実家を管轄する社会保険事務所へ提出されており、その後、申立期間に係る最終事業所を管轄する社会保険事務所に転送され、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和48年 2 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 41 年 3 月 21 日まで

私は株式会社 A を退職した後に会社や社会保険事務所に行き脱退手当金の手続をした覚えが無い。脱退手当金が支給されたとする時期は長女を出産する時期であったのでそのころの記憶ははっきりしている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時の事業主である B 氏はすでに亡くなっているため、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 7 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 4 月に A 株式会社に入社し、B、C、D の各営業所と E 市の本社に勤務し、個人宅のリフォームに関する営業を行ってきたが、この間の厚生年金保険の記録が無い。給与は本社経理部から各営業所に送られ給与明細書とともに現金で渡された。給与明細書は無いがこの期間を厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社における、具体的な仕事の内容等の説明及び同僚の供述から申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は既に解散しているほか、事業主も亡くなってしまっており、調査を行うことができず、申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A 株式会社における申立人の雇用保険の記録が無いことが確認できるほか、社会保険事務所が保管する当該事業所の職歴審査照会回答票及び被保険者縦覧照会回答票で申立人の名前が無いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、昭和 50 年 12 月から平成 2 年 1 月までの期間、国民年金保険料を納付しており、申立人の妻も昭和 37 年 4 月から平成 7 年 12 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、F 市役所発行の国民健康保険加入証明書で申立人が昭和 62 年 10 月 27 日に国民健康保険の資格を取得し、平成 20 年 4 月 2 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 13 年 2 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
給料は 30 万円くらいという約束で株式会社 A に入社したが、平成 13 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 20 万円になっている。

当該期間の給料は変わっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支給明細書により、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることから、事業主は申立期間について申立人の給与から社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、事業主から提出された申立期間に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し及び「被保険者標準報酬決定通知書」の写しにおける標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、標準報酬月額の遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

加えて、B 保険組合に届出されている申立期間に係る標準報酬月額も同様に社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1220

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 3 月まで

昭和 33 年 2 月ころに勤務先の株式会社 A が B 株式会社（現在は、C 株式会社）に吸収合併され、引き続き、34 年 3 月ころまで勤めていたと思われるが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。上記申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする B 株式会社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないとしており、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、申立人と同様に、昭和 33 年 2 月 1 日に株式会社 A から B 株式会社に移籍した数名の同僚に確認をしたが、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

そして、社会保険事務所が保管する B 株式会社の被保険者名簿から、当該同僚がそれぞれ異なった日付で資格取得されていることが確認できることから、同社においては、社会保険の加入について一定のルールがあったものとうかがえる。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

申立期間の標準報酬月額が社会保険庁の記録では 20 万円となっているが誤りである。当時は 60 万円ぐらいの給与だったので給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A における申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 4 月 30 日において 4 年 10 月の定時決定の取消しを行い、4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までの申立人に係る標準報酬月額を 53 万円から 20 万円に遡及して訂正していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 4 年 5 月に株式会社 A の代表取締役に就任していることが商業登記で確認できるほか、その業務についても営業、人事など会社運営に携わっていたとの元従業員の供述もある。

また、平成 4 年 5 月には他の役員は全員が辞任するとともに、同年 10 月には従業員も全員退職して被保険者は申立人一人となっている状況が確認でき、当該標準報酬月額の減額処理について、株式会社 A の代表取締役である申立人が関与していないかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1222

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 30 日まで
(A 社)

② 昭和 35 年 10 月 24 日から 39 年 8 月 29 日まで
(B 株式会社)

私は、申立期間①は、C 区 D 地にあった製造販売をしていた A 社（株式会社、有限会社など会社の種類、経営者名は覚えていない）で、事務員として勤務していた。

同商店において、給料から厚生年金保険料を控除されていたが、その期間の被保険者記録が無い。

申立期間②は、E 区 F 地にあった B 株式会社という G 株式会社等の製品を保管していた倉庫会社で事務員として働いていた。当該期間の厚生年金保険料を一時金で受給したことになっているが、説明を受けたことも、受け取った覚えも無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険庁の保存する適用事業所として C 区の A 社の記録が無く、製造販売の業界団体の記録も確認できず、適用事業所として H 区に存在する同名の合資会社の被保険者名簿を念のため確認したが申立人の氏名は見当たらない。

また、I 法務局管内における C 区の法人としての A 社の登記簿謄本が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金手帳記号

番号の払出しは、B 株式会社勤務に係る昭和 35 年 10 月 24 日になっており、それ以前に、別の厚生年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険料控除を示す当時の給与明細書などの資料が見当たらない。

このほか、申立期間①において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②の B 株式会社の勤務に係る脱退手当金については、社会保険事務所の保存する被保険者名簿の申立人の項には、「脱手」の印が押されており、複数の同僚とともに支給月数、支給額、支給日が記載されている。

そのうち、脱退手当金の支給額 1 万 2,600 円は、当時の標準報酬月額をもとに計算した法定支給額と一致しており、資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 11 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間②に係る脱退手当金の受給の有無について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたこと、及び申立期間②に係る脱退手当金を受給していなかったことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月9日から40年6月26日まで

申立期間について、私の厚生年金保険が受給できないのは、脱退手当金を受け取ったからだと社会保険事務所で説明を受けたが、脱退手当金を請求及び受領した記憶が無いので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入対象被保険者であるにもかかわらず昭和63年まで国民年金に加入していない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に聴取しても脱退手当金を請求・受領した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月9日から45年2月11日まで
昭和41年1月から43年6月までの脱退手当金については受領した記憶があるが、申立期間については、請求及び受領はしていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から42年9月11日まで

昭和 45 年 3 月に結婚し、その後に実家の母から A 地の社会保険事務所から電話があったと連絡があったが、当時嫁ぎ先の義母が亡くなり、自分自身も体調を崩したため、そのまま連絡はしなかった。国民年金の件で B 市役所に行った際、年金記録を確認したら厚生年金保険が脱退となっていることに驚いた。脱退手当金を請求した記憶は無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた C 株式会社 D 工場の厚生年金保険健康保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和45年12月15日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は46年 1 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給手続を行った際に押印する「脱」印があるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。